第二条第一項中「及び次条第七号に掲げる」を「を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第七号に掲げる」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「の会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第三条第七号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社であるリース業務を営む会社（長期信用銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として」に改める。

（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省金融監督庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び次条第六号に掲げる」を「を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「の会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第三条第六号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として」に改める。

（信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第四条　信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省金融監督庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする金庫（信用金庫又は信用金庫連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（信用金庫連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省金融監督庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び次条第六号に掲げる」を「を営む会社のリース業務及び次条第六号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第六号に掲げる」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、同項第二号中「の会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加える。

第三条第七号中「リース業務に」を「リース業務（自己又は自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に」に、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、信用協同組合等の子会社であるリース業務を営む会社（信用協同組合連合会にあっては、銀行及び保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として」に改める。

（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第五条　保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年大蔵省金融監督庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第七号中「同じ。）」の下に「（自己又は自らを子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）」を加え、「リース業務を」を「自己がリース業務を営まない場合にあっては、保険会社又は保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社を除く。）の子会社として」に改める。

（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第六条　保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年大蔵省告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びリース業務」を「を営む会社のリース業務及びリース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）」に、「（リース業務を営む場合に限る。）（以下この条において「中古物件売買等業務」という。）」を「（自己がリース業務を営まない場合にあっては、保険会社又は保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。以下この条において「リース物件売買等業務」という。）並びに当該リース業務を営む会社の子会社であるリース物件売買等業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）のリース物件売買等業務」に改め、同条第二項第一号中「、リース会社集団」の下に「及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社」を加え、「中古物件売買等業務」を「リース物件売買等業務」に改め、同項第二号中「の会社」の下に「（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）」を加え、「中古物件売買等業務」を「リース物件売買等業務」に改める。